

支援金詳細

交通人材確保特別緊急対策事業支援金

運転手不足を一因としたバス路線の廃止、減便の表明が相次ぐ厳しい現状を踏まえ、公共交通の担い手を確保し、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保していくため、人材確保・育成に取り組む事業者に支援金を交付します。

地域	鳥取県
支援の種類	給付型（ 1 ）
利用目的	人材育成・雇用 / 経営改善 / 事業継承
対象	国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。ただし地方公営企業法第2条第四号に規定される事業を実施する事業者は除く。 （ 1 ）県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 （ 2 ）県内市町村が実施する自家用有償旅客運送の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
公募期間	2024年4月1日～
上限金額・助成金	新規雇用者1人あたり20万円
給付要件	令和6年4月1日～令和7年3月31日に新たに運転手（見込）を採用し、6か月以上継続して雇用し、かつ、県内の本社又は営業所に勤務すること。等
その他	
問合せ先	鳥根県地域振興部 交通対策課地域交通第一係 電話：0852-22-6508
URL	https://www.pref.shimane.lg.jp/life/region/access/bus/shimane-koutujinzakakuhoshien.html